

参 考 資 料

調査分析部会における各報告の
ポイント及び自由討議での主な意見
(個人所得課税関係(金融所得課税を除く))

日本の所得・消費格差と再分配構造

(報告者：大竹文雄専門委員)

【報告のポイント】

○所得格差・消費格差の推移（「全国消費実態調査」「所得再分配調査」より）

- ・世帯所得の不平等度は 90 年代後半から上昇。
- ・99 年から 04 年への所得不平等度は上昇しているが、年齢階層内の不平等度も上昇している。
- ・消費格差拡大は所得格差拡大より先行し、90 年代を通じて拡大（特に 50 歳未満の年齢層）。
- ・上位層の所得が極端に上がったことを原因とするアメリカと異なり、所得格差拡大は下位層の所得下落によって引き起こされた。

○所得階級別・消費階級別負担と受益の構造

- ・1984 年と 2004 年とで課税前所得階級別の税・社会保障の負担率は全所得階層で低下。特に、最上位所得階層の負担率低下が大きい。
- ・受益率は課税前所得が低いグループほど上昇。受益の中身は高齢化を反映し、圧倒的に年金受給が大きい。
- ・消費階層別に課税所得に対する負担構造をみると、過去 20 年間で大きな変化はない。一方、受益はすべての消費階層グループで一様に上昇。
- ・高齢者世帯では年金受給を反映して 1000 万円程度の世帯でも負担より受益が上回っている。これに対し、勤労者世帯は 500 万円程度で負担の方が高くなる。

○生涯所得でみた税負担率

- ・一時点の所得で税の累進度を計測することには問題がある。

- ・人口の高齢化が進んでいる中では、生涯所得で再分配政策を考えることが重要。
- ・生涯所得階級別の所得税・住民税負担率は、生涯所得が高いほど高いという累進的構造をもっている。
- ・生涯所得階級別にみた消費税負担率に逆進性は観察されない。

○税制改革への含意

- ・税の負担構造を考える際に、個々の税の負担だけではなく、所得税・住民税・消費税・社会保険料などを総合的にとらえることが必要。
- ・公的年金の受給者が増えていることから、税の負担だけでなく、受益を考慮してネットの負担構造を考える必要。
- ・人口構成が変化していること、所得の変動の可能性が高まっていることから、一生涯の受益と負担をみる必要。
- ・高齢層の中で所得格差が拡大しているのではなく、下位の勤労層の中で所得・消費格差が生じていることに留意する必要。

【自由討議での主な意見】

- 消費階層別の負担構造は過去 20 年間で大きな変化はない一方、受益はすべての消費階層で一様に上昇しているが、負担が将来世代に先送りにされてきたということではないのか。
- 所得下位層の所得の低下は、グローバル化や技術革新の影響を受けたのか、不況の影響を受けたのかは現在のデータでは分からない。
- 1999 年から 2004 年の所得不平等の上昇が、年齢階層内の不平等度の上昇によって引き起こされているというのは重要な点だが、同時に高齢化によっても不平等度の上昇は起きているのではないか。

- 生涯所得で見た場合には消費税の逆進性は観察されないという点が客観的に示されており、こうした点を国民にも浸透させることが必要ではないか。また、消費税に制度的に軽減税率を設けることは実務上大変コストがかかるが、国民に対する食費の軽減税率の恩恵は大きくない可能性があるのではないか。
- 生涯で考えるべきだというのは、負担だけでなく、受益も同様。生涯を通じた再分配という意味では、資産課税なども重要な要素になるのではないか。
- 年齢階層内での格差の広がりという中で、所得税の税率構造等をどのように考えるのかという点も重要ではないか。
- 生涯所得で考えたときに、所得税の累進性の下では一時的な所得を受ける人や所得変動の大きい人がペナルティーを被っているというデメリットがあることを踏まえて、税を設計せざるを得ないのではないか。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 「重点戦略の策定に向けての基本的な考え方」（中間報告）の概要

（報告者：吉川洋主査）

【報告のポイント】

○更なる少子化の進行とその原因・背景

- ・ 昨年１２月に公表された「日本の将来推計人口」では、前回の人口推計よりも更に少子化が進んでいることが明らかになった。決して国民が望んだものではなく、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と実態の乖離が拡大したことによるとの分析である。

○今後の家族政策とその財源

- ・ 今後の対策のキーワードは、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」。
- ・ スウェーデン、フランスなどの少子化対策の成功例とされる１９９０年代以降の諸外国の家族政策は、経済支援（カネ）中心から、両立支援を目指したサービス支援（モノ、サービス）へと転換していることに着目すべき。両者の組み合わせが重要。
- ・ 社会全体としてコストをかけて応援すれば少子化対策の効果は上がる、我が国の現状、人口動態からすれば少子化対策を行うべき、が会議のコンセンサス。
- ・ また、その際、必要な財源は現時点で手当することが必要であり、今後、実効ある家族政策を持続的に展開するための財源規模や負担のあり方については、税制の抜本的見直しの議論と並行して国民的議論を行うことが必要である。この点は、基本方針 2007 にも盛り込まれている。
- ・ 出生率回復を実現しているフランスの家族政策をそのまま我が国に導入した場合（それが正しいかどうかは別途議論する必要がある）、給付規模は１０．６兆円に相当。フランスでは給付総額の約半分を事業主が拠出。

少子化と税制・社会保障

(報告者：永瀬伸子特別委員)

【報告のポイント】

○少子化の現状と要因

- ・ 1990 年代以降、女性が働ける環境がある国では出生率に反転の傾向が見られるのに対し、そうでない国（日本を含む東アジア諸国）では超低出産との見方がある。
- ・ 少子化の要因は、交際行動の変化、非正社員化などの要因による若年層の相対的な経済状況の悪化、保育園や育児休業制度など社会政策の不足と遅れ。
- ・ 若年層の家庭観は変化しているが（妻の収入が生活水準維持に必要なになるとともに、家計、家事の共同分担を支持）、現実には第1子出産後の女性の就業継続は増えていない。他方、出産後の就業可能性が高まると有職女性の出産が増加。

○税制、社会保障の対応

- ・ 現在の対応（妻や子の扶養控除、第3号被保険者制度など）は、妻の無・低収入を前提とした措置であり、妻の収入が不可欠であろう、増加しつつある低収入若年非正社員世帯に適應していない。
- ・ 男女ともに家事・育児にあてる時間を持てる、夫婦ともに仕事の継続を望めば両立が可能な制度への変革が必要。また、育児休業給付の非正社員への給付拡大を含めた拡充が必要。
- ・ 妻が生涯低賃金で雇用されることを結果的に奨励する税制、社会保障は縮小し、一方で非正社員と正社員との格差縮小ルールを強化すべき。配偶者控除の見直し等。
- ・ 低収入で子どものいる世帯に厚みをつけた税制を考慮すべき。米国のEITC等。
- ・ 若者の訓練機会拡大と就業奨励が重要。働き方の改革も課題であり、非正社員を多く雇用する企業が被用者

保険の事業主負担などコストが免除されている矛盾。人口再生産の社会的コストを企業も負担する制度のあり方を検討すべき。

【自由討議での主な意見】

- 子どもは公共財であり、社会全体で支えていくという意識が必要。税財源とともに、フランスのように企業負担も考えられる（フランスでは給付総額の約半分を事業主が拠出）。
- 出生率を反転させるためには、2人目を産むことが必要。子どもを産むことの機会コストをいかに下げるかが課題。
- 現在の扶養控除は役割を果たしているのか、児童手当、育児業手当の額はこれで十分か、など、誰にどういう支援が必要かを考え直す必要がある。
- 女性の労働供給について、体系的に税で対応することも必要。
- 一部の施策だけをつまみ食いされてしまう懸念がある。政策を講じるには相応の負担が求められ、財源とパッケージで検討していく必要。
- 子どもは親を選んで生まれてくることはできない。子どもの機会均等という観点からも子どもに関連した対応は必要。
- 少子化対策は国家観から議論する必要がある。例えばスウェーデンは、出生率向上のためにあらゆることをやった。税制だけ議論しても結論はでない。
- 年金制度と少子化は関連している。子どもというのは将来の年金の支え手であり、子どもを産まない人は年金制度のフリーライダーになる。「外部性」を考慮すると、年金を減額するか子どもに対する給付を増やすしかないが、後者が望ましい。
- 欧米で妻の家計に占める割合が高まった後も、日本はずっと夫の収入だけで暮らせてきた。98年以降、日本でも状況が変わってきたが、税、社会保障の制度は90年代以前に適応した制度のままとっている。